

愛媛型農林漁家民宿認定要綱

(趣旨)

第1条 「ゆとり」や「やすらぎ」を求める都市住民のニーズに応えるとともに、農林漁家所得の向上と農山漁村地域の活性化を図るためのグリーン・ツーリズムを推進する上で、地域の中核的施設となる農林漁家民宿の開業を促進することとし、愛媛型農林漁家民宿（以下「農林漁家民宿」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における農林漁家民宿とは、農林漁家若しくは農林漁家が組織する団体又は農林漁家以外の者（個人に限る）がグリーン・ツーリズムの趣旨に沿い営業を行うものであって、別記「愛媛型農林漁家民宿認定基準」に該当する施設をいう。

(認定の申請)

第3条 本要綱に基づき農林漁家民宿の営業を行おうとする者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る許可申請前に、県又は県グリーン・ツーリズム推進協議会が実施するグリーン・ツーリズムに関する基礎講座等を受講した後、「愛媛型農林漁家民宿認定申請書」（別紙様式1）を地方局産業振興課長又は支局地域農業育成室長（以下「産業振興課長等」という。）に提出するものとする。

(認定等)

第4条 産業振興課長等は、前条に定める申請書の提出があった場合においては、営業に供しようとする家屋、設備、機器及び農林漁家以外の者が開業する場合には地域内の連携者等を確認し、必要に応じ県グリーン・ツーリズム推進チーム及び地方局グリーン・ツーリズム推進チーム等に意見を求めるなどにより審査を行い、その結果を申請者に通知（別紙様式2）するものとする。

- 2 産業振興課長等は、第2条に定める農林漁家民宿に該当すると認定した場合には、申請者に「愛媛型農林漁家民宿認定書」（別紙様式3）を交付するものとする。なお、「愛媛型農林漁家民宿認定書」は前項の通知に代えることができる。
- 3 前項の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該農林漁家民宿の所在地を所管する保健所長等（所在地が松山市の区域内である場合にあっては、松山市長。（以下「保健所長等」という。））に旅館業法及び食品衛生法等に係る許可を申請する際に、「愛媛型農林漁家民宿認定書」の写しを提出するものとする。
- 4 認定者は、第2項で認定を受けた申請書及び関係書類の記載事項（別紙様式1-1の3及び4を除く。）を変更する場合は、「愛媛型農林漁家民宿認定変更申請書」（別紙様式4）を産業振興課長等に提出するものとする。
- 5 産業振興課長等は、前項により認定者から変更申請があった場合は、第2項の認定について準用し、「愛媛型農林漁家民宿変更認定書」（別紙様式5）を交付するものとする。
- 6 前項により変更認定を受けた認定者は第3項に順じ、保健所長等に「愛媛型農林漁家民宿変更認定書」の写しを関係書類を添えて提出するものとする。

(認定の取消し)

第5条 産業振興課長等は、次に掲げる事由に該当すると認めた場合には、認定を取り消すことができる。この場合「愛媛型農林漁家民宿認定取消書」(別紙様式6)により認定者に通知するものとする。

- (1) 認定日から2年以内に旅館業営業許可を取得せず開業に至らなかった場合
- (2) 当該認定に係る要件を満たさなくなった場合
- (3) 認定者より当該認定の取消願いの届けがあった場合(別紙様式7)

2 産業振興課長等は前項の規定により認定を取り消した場合は、当該農林漁家民宿の所在地を所管する保健所長等に、その旨を通知するものとする。

(農林漁家民宿営業者の義務)

第6条 農林漁家民宿を営業する者は、次の各号に掲げる義務を履行するものとする。

- (1) 1年に1回、「利用者数及び提供した役務の内容整理簿」(別紙様式8)を産業振興課長等に提出すること(必須)。
- (2) 施設の適正管理はもとより、利用者への事故防止措置、事故発生など緊急時の体制整備、利用者の損害を補償する保険への加入など対応に万全を期すること。
- (3) 関係法令を遵守するとともに、県及び市町が行う営業状況等の確認等の求めに応じ、指導に従うこと。
- (4) 県又は県グリーン・ツーリズム推進協議会が実施するグリーン・ツーリズム及び食品衛生に関する研修会等を2年に1回以上受講すること。

(指導)

第7条 産業振興課長等は、農林漁家民宿の営業が適正に行われるよう、県グリーン・ツーリズム推進チーム及び地方局グリーン・ツーリズム推進チーム等と連携して支援を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に従前の要件により認定を受けているものは、第4条第2項の規定による認定を受けたものとみなす。また、第5条第1項第1号の適用を受けない。

附 則

この要綱は、平成29年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

愛媛型農林漁家民宿認定基準

1 規 模

客室面積33㎡未満とする。

2 定 員

10人未満とする。

3 経営主体

次のいずれかに該当する者で、農林漁家民宿の概念を十分理解し、都市と農山漁村との交流や理解を深める目的に沿った営業活動を行うと認められる者とする。

- ・農林漁家又は農林漁家が組織する団体（農林漁家が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む）
- ・農林漁家以外の者（個人に限る）で、地域内の農林漁家と連携して、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供（以下「役務の提供」という。）を行う者

4 経営形式

特に問わないものとする。

5 経営形態

- ・居宅の一部を客室等に活用し、宿泊料を受けて、定期的に宿泊させるもの。
- ・通年型、季節型、週末型を問わない。
- ・食事等を提供する場合は、営業者及び役務の提供を行う同居家族により調理が行われ、地域の農林水産物を提供するもの。

6 役務の提供

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則」（農林水産省令第23号）第2条で定める役務の提供を行うもので、役務の提供者は自らの労務又はあっせんにより提供するもの。

- ・地域内の農林水産物の積極的な活用に努めること。
- ・農林漁家以外の者は、役務の提供にあたって地域内の農林漁家と連携すること。
- ・農林漁家民宿の定義である役務の提供状況を確認するため、1年に1回「利用者数及び提供した役務の内容整理簿」（別紙様式8）を提出すること。

7 施設の形態

- ・賃貸目的でない専ら居住の用に供する戸建ての建物及び農林漁業の用に供する目的で建てられた建物で、申請者又は申請者の家族の専用施設として利用されている施設であること。
- ・借家の場合は、申請者やその家族の住居であること。但し、家主と賃貸契約だけでなく改修の許可を得ること。